

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25～15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25～20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算～) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	－ (11.25)	－ (16.25)	▲ 0.4	－
彦根市	－ (12.00)	－ (17.00)	7.6	59.0
長浜市	－ (11.63)	－ (16.63)	1.0	－
近江八幡市	－ (12.51)	－ (17.51)	0.4	－
草津市	－ (11.79)	－ (16.79)	4.7	－
守山市	－ (12.54)	－ (17.54)	3.7	13.4
栗東市	－ (12.74)	－ (17.74)	11.8	77.4
甲賀市	－ (12.02)	－ (17.02)	6.1	28.2
野洲市	－ (12.86)	－ (17.86)	7.6	33.8
湖南市	－ (12.87)	－ (17.87)	7.8	－
高島市	－ (12.61)	－ (17.61)	7.5	－
東近江市	－ (11.74)	－ (16.74)	6.0	－
米原市	－ (12.92)	－ (17.92)	4.8	－
都市平均	－	－	4.0 〔 5.3 〕	－ 〔 16.3 〕
日野町	－ (14.30)	－ (19.30)	6.5	22.8
竜王町	－ (15.00)	－ (20.00)	4.5	－
愛荘町	－ (14.36)	－ (19.36)	5.4	32.6
豊郷町	－ (15.00)	－ (20.00)	0.3	－
甲良町	－ (15.00)	－ (20.00)	9.2	－
多賀町	－ (15.00)	－ (20.00)	6.8	17.5
町平均	－	－	5.6 〔 5.5 〕	6.3 〔 12.2 〕
市町平均	－	－	4.1 〔 5.3 〕	－ 〔 15.0 〕

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。

※都市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。

なお、〔 〕内の数値は、単純平均により求めた数値。